

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成 2 9 年度第 7 回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議 題 及 び 議 題 毎 の 公 開 又 は 非 公 開 の 別	1 公表用の委員名簿への職業の記載について（公開） 2 個人情報取扱事務について（公開） 報告事項 ・シルバーリハビリ体操指導士に関する事務の事務開始届（介護保険課） 3 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開） ・野田市個人情報保護条例の改正案について ・野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引の改正案について
日 時	平成 2 9 年 9 月 2 7 日（水）午前 9 時から午前 1 0 時まで
場 所	市役所低層棟 4 階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子
事 務 局 等	実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）、高谷 亮介（総務課文書法規係主任主事）、小倉 貞一郎（介護保険課長）、東風谷 一（介護保険課介護予防係長） 事務局 佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）
傍 聴 者	5 名
議 事	
平成 2 9 年度第 7 回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。 1 公表用の委員名簿への職業の記載について（公開） 事務局から説明を受けた。 遠藤委員 前回、答申が決まった中で、付言を入れるということで書いたと思うが、付言の中に書いたことは当審査会で実践しないといけないと思うので、職業は書くべきだと思う。 秦野委員 個別は別として、現職、職業は掲載した方が良い。 須賀会長 各委員の公表内容については、終了後に事務局と調整することとし、職業を記載することに決定してよろしいか。 （異議無し）	

須賀会長 それではそのように決定する。なお、職業等をどのように記載するかについて、審査会終了後に事務局から各委員に確認するということになるので、よろしくお願いしたい。

2 個人情報取扱事務について（公開）

報告事項

- ・シルバーリハビリ体操指導士に関する事務の事務開始届（介護保険課）担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 講習会は単年だけか。それとも来年以降も予定しているのか。

小倉課長 継続的に来年以降も実施いたします。当面の目標として、指導士を500名養成することを目標としておりまして、今年度は一回当たり30名の3コース、90名を養成したいと考えています。

遠藤委員 大分かかりそうだが。

小倉課長 その後の応募の状況にもよりますが、予定としては5年くらいかかるとみています。

遠藤委員 体操指導士の年齢制限はないのか。

小倉課長 ありません。

遠藤委員 男女比の割合の想定もないのか。

小倉課長 特にございません。

高橋委員 25日締切りだったと思うが、現在どのくらいの応募があるか。

東風谷係長 ボランティアさんに関しましては15名の人数を団体の方から出していただいております。一般枠は15名に対しまして72名の応募が来ております。4.8倍となっています。

遠藤委員 抽選か何かをするのか。

東風谷係長 抽選いたします。

遠藤委員 市が指定しているボランティア団体は3団体ということだが、その構成員は全部で何人くらいいるのか。

小倉課長 全部で77名です。

遠藤委員 その方が個人として申し込むことは可能か。

小倉課長 もちろん可能ですが、優先的に15名という枠がありますので、今のところ一般の方が72名という倍率ですので、77名に対して72名ですからほぼほぼ同じ倍率ですが、だんだん団体の方が減っていきますので、今後は団体の人数が減っていくので、倍率が低くなっていくと思います。当然団体枠がなくなれば、全部一般の方で、30名で募集いたします。

遠藤委員 シルバーリハビリ体操はどういう場所でどういうふう to開催する予定か。

小倉課長 市民の指導士の方がやるということが最大の特徴でして、その指導士の方が活動家として、いろんな場所で自分で場所を探してきてやると。極端な

ことを言えば、寝たきりの方でもできますので、自宅に行っても理論的にはできます。ですので、市で、ここでやってください、とお願いするということはありません。

遠藤委員 夏のラジオ体操をイメージしたが、そういうことではないということか。

小倉課長 そういう形もできます。天気が良ければ外でもできますし、公民館の軒先でもできます。部屋の中でもできます。椅子に座ってもできますし、寝た状態の体操もあります。マットか何かを敷いて廊下の上でやることも可能です。人数とか、障がいを抱えてらっしゃるとか、そういうことにもかかわらずやれる範囲で、お医者様が開発した体操ですので、自由に指導士がお客様を見ながら組み立てることができる体操です。

遠藤委員 シルバーリハビリ体操というものを紹介するDVDのようなものはあるのか。

小倉課長 このシルバーリハビリ体操は今年度から介護予防の取組のために介護予防10年の計という戦略を立てて、いろんな取組を始めました。その中の中心となるのがこのシルバーリハビリ体操です。その戦略の、六つあるのですが、ここで全部は紹介しませんが、一つが広報戦略という戦略がございまして、その中でシルバーリハビリ体操のプロモーションビデオを今作成しているところでございます。

遠藤委員 インターネットで公開するか。

小倉課長 はい、行います。

松本委員 認定を受けたら永久か、任期があるのか。1年ごとに更新とか、70数名から抽選から外れた方は、次に新たに申し込まなくてはならないのか。

小倉課長 認定された方の任期はありません。フォローアップの講習、体操指導士といっても一般の市民の方ですので、プロではありませんので、たまに勉強会を開いたりといった取組は考えております。申込みをして受講できなかった方については、もう一度応募いただいて受講するという形になります。

松本委員 抽選に漏れた方は、毎年やるとおっしゃっているのですが、新たにまた申し込まなければならないということか。

小倉課長 そのとおりです。今年も3回、10月と次に12月に予定していますので、10月に抽選に漏れた方は、12月に応募いただいて、抽選に当たれば。

秦野委員 指導士というのは、認定される条件は講習会で修了を認定されるということだけか。

小倉課長 講習会は6日間ございまして、座学と体操の実地があります。それが終わった後にレポート、作文の課題がございまして。それは指導士としての志を確認するというものでございます。地域に入って、自分で体操を教えるわけで

すので、レポートをお出しいただいた時点で認定という形になります。

秦野委員 シルバーのリハビリとはいえ、人間の体に関することを扱うわけだから、講習を聞き流してそれで指導士になるということだと安心して受けられないという心配をした。例えば、最後の修了試験というものはないということか。

小倉課長 危険かどうかにつきましては、お医者様が何十年もかけて開発してきて、実績としても茨城県で10年間の実績があります。体操指導士というのは、理学療法士と決定的に違うのは、お客様の体を触りません。体操をやってみせて、そのとおりにやってくださいということです。力や負荷をかけたりは、触ってしませんので、そういう意味では市民の方が指導しても比較的安全ということと、もう一つは、理想ですが、現場で一人で指導ができますが、できれば二人とかでペアでやっていただければ、人間ですから間違えることもありますので、それを直したりとか、あるいは遠くで見ているチェックをしたりとかというのが理想的な形であります。

遠藤委員 指導士の認定を受けていない人間が同じことをしたらどうなるのか。

小倉課長 罰則規定といったものではありません。あくまでボランティア活動としての資格ですので、市としてそれを、やめてくださいというのは、はっきり分かればもちろん講習会を受けてください、正式に指導士になってくださいという御案内を出すところだと思います。

須賀会長 個人情報保存期間について、「その他」で「認定された者にあっては認定の廃止まで」というのは、本人から辞めますといった申出があるまでということか。

小倉課長 そうです。

須賀会長 その辺り、現然としてこうだというものはないということか。

小倉課長 はい。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、承認することよろしいか。

(異議無し)

3 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて

・野田市個人情報保護条例の改正案について

事務局から説明を受けた。

遠藤委員 第24条第3項だが、告示と書いてあるが、この告示というのは条例や規則を告示するのと同じ方法か。

富山課長 同じ方法です。

須賀会長 ほかに何かあるか。なければ原案のとおり決定してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 それでは原案のとおり決定する。

・野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引の改正案について

事務局から説明を受けた。

遠藤委員 これはほんの一部という理解でよろしいか。

富山課長 はい、まずは作りという所を御覧いただきまして、今後予定といたしましては、手引の改正案の御審議をいただく回数としましては、3回ほどに分けて予定させていただきます。今日を含めてとなりますので、あと2回となります。

遠藤委員 今日急いで承認する必要はないということか。というのは、私は一読しただけなので、もうちょっとゆっくり読ませていただきたい。

須賀会長 手引の改正案については、決定は後で良いか。最終で決定ということが良いか。

富山課長 はい。

今村副市長 課長が言ったとおり、今までのこのマニュアルはどうしても評論家的な所があって、職員は読んでもなかなか頭に入ってこないという所がありますので、今回は職員が読んで、自分が何をしなければならないという所が分かるような形になるべくしたいということで、これから後の条についても考えております。マニュアルの解釈とかいうものは、法律の解釈のようなことを書いてあって、職員はそれで自分はどう動けばいいのかというのが書いていないことになると思いますので、その辺の所に気を付けて作っていきたいです。障害者差別解消法で、職員の要領を作っているのですけれども、国とか県が作ったものについては、やはりどちらかといえば難しげに書いてあるので、長く読んでももらえないのだろうということで、同じような観点で、平易な言葉で、自分たちができるだけ具体性を持った例を挙げてその要約を作ったわけなのですが、そういうようなイメージで今後提案させていただきたいと思っています。

遠藤委員 職員の方の趣旨は分かるが、市民の方もこれを読んで、こういうものなのかと、あるいは自分が何か言えるのか、というようなことが分かるという意味もあるのではないかと思うのだが。

今村副市長 もちろん、利用停止の請求権とか、そういう所を意識してこれから作っていくことになります。

遠藤委員 我々委員にとっても参考になると思う。

須賀会長 一読しただけでは、実務面で分からない点がたくさんあるので。では、遠藤委員がおっしゃったように、職員向けということだが、ある程度市民も理解できる範囲において、簡潔に、平易な言葉でお願いできれば有り難い。

松本委員 このたたき台は、何か他市を参考に、また他市もこういうものがあるのか。

富山課長 他市にも少なからずこういったマニュアルはございますが、今回お示ししましたものにつきましては、他市のものも見てはおりますが、オリジナルで作っております。

遠藤委員 もっと言うところの方が詳しいと。他市のはもう少し簡潔だと。

今村副市長 基本的に昔は横浜市を参考にしていたわけですが、他市を参考にし
て書くと、どうしても内容よりもコピーして貼り付けるのと、いい所を「これ
いい」としますので、結局はよく分からないようなものを作ってしまうところ
があります。自分の言葉で書くということが一番重要ではないかなと思いま
す。

須賀会長 要するに国の指針のようなものではなく、分かりやすいものになる
と。

今村副市長 そうということです。実際に職員がどうこうする、市民の方は何がで
きるということが分かる、それを第一に、見栄えとかいうものよりは、という
ふうに思います。

須賀会長 ほかに意見はあるか。これについては次回以降同じように説明を受
け、最終的に3回目に決定をするという手続にしたいと思う。

以上で第7回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上